



特集号

昭和37年3月28日印刷
昭和37年4月1日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3-427
宇都宮商工会議所
電話(0)2,622 3,072番
2,905

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(0)4,006-6,481番

昭和三十七年度事業計画並に収支予算決定

三月二十六日の通常議員総会（予算総会）において、昭和三十七年度事業計画並に収支予算左記のとおり決定をみました。

昭和三十七年度事業計画書

1、本年度重点的実施事項

- イ、宇都宮新産業都市建設の促進に協力
当市主要産業である食料品工業、家具工業、金属機械工業、大谷石採石業、布はく玩具製造業（輸出を含む）等の経営相談販路拡張並に宇都宮市街地開発組合の企画（首都圏整備工場誘致等）に協力し新産業都市建設の実現を期す。
- ロ、商業道德の昂揚運動
本年度は第七回商業P・R運動になるが、正札励行、正量販売、品質表示、接客サービス向上、陳列、照明の指導に意を注ぎ以て商業道德の昂揚を期す。
- ハ、輸出産業の振興育成
政府の輸出振興対策に則りミシン、布はく玩具、木製品、造花等輸出産業の一層の発展に協力すると共にその他輸出生産品の勃興を期す。
- ニ、国産品普及向上運動の推進
国産品普及向上推進地方本部を設置し、之が徹底を期す。
- ホ、会員増加運動並に特定商工業者の整備
会員増加は逐次成績を収めておるが本年は引続き増加に努力し併せて特定商工業者の関心を昂揚せんとす。
- ヘ、関係団体の指導育成
商店街連盟、青年会議所、青色申告会等六団体を有し、それぞれ活発なる事業をなしつつあるが、これ等団体に密接なる連絡を保ち指導育成に当る。
- ト、中小企業対策並に小規模企業対策の強化徹底
中小企業相談所の機構を一層拡充強化してその業務遂行に万全を期す。
- チ、商工情報の徹底
ニュースの発行、刊行物の配布、商工名鑑の作成等を以て商工情報の徹底を期す。
- リ、宇都宮大学工学部設置運動並に工業高等専門学校設置運動

2、各部会振興対策

- 1、商業振興対策
 - イ、商業機構の確立並に商業活動の調整及び調整機関の指導
 - ロ、商業におけるP・R運動の指導及び実施
 - ハ、見本市展示会等に対する指導
 - ニ、商業に関する証明並に鑑定の実施
 - ホ、市場調査の指導
 - ヘ、商業の経営改善のための診断、各種講習会、講演会、研究会の開催及び啓蒙
 - ト、商店の照明、広告、宣伝の改善指導
 - チ、さくら祭、夏まつり、秋まつりの開催
 - リ、小売物価並に賃金月例統計調査
 - ヌ、店員の教育通信講座開設並に諸検定試験の実施
 - ル、商店街美化運動の推進
 - ワ、先進地商店街視察調査の実施
 - カ、労務管理の指導推進
 - カ、市並に周辺の物産宣伝のため宣伝隊の編成、並に実施
- 2、工業振興対策
 - イ、工業地帯整備の推進
 - ロ、企業合理化及び設備の近代化の促進
 - ハ、工業技術に関する指導及び講演会並に研究会の開催
 - ニ、工業安全衛生及び公害防止対策の樹立
 - ホ、工場作業場診断の実施
 - ヘ、先進地工業視察調査の実施
 - ト、労働問題に関する調査研究、労働力の保全
 - チ、輸出品（木製品、玩具、造花等）の振興対策
 - リ、発明工夫展並に新製品の展示会
 - ヌ、工業に関する諸法規の調査研究

ル、工場誘致運動の展開と下請工場の幹旋

ト、各官庁に対する連絡並に請願、陳情、意見の具申

3、文化対策

イ、広報活動の強化及び会報の発行

チ、会議所に関係ある各種団体の指導育成

ロ、観光施設の整備推進

リ、青色申告制度の普及運動

ハ、観光資源の開発並にハイキングコースの宣伝

ヌ、税制に関する調査研究

ホ、土産品の改善並に宣伝

ル、各地商工会議所との連絡

ヘ、サービス業者の向上に関する講習会、講演会の開催

ヲ、勤労者体位向上運動の実施

4、金融対策

カ、従業員退職共済金制度の指導並に実践

イ、貯蓄奨励、民間資本の蓄積推進

キ、従業員最低賃金制度の指導

ロ、融資対策の強化促進並に一般金利下げの推進

ク、中小企業従業員失業保険事務組合設置並に労災保険加入促進

ハ、金融経済講演会並に懇談会の開催

ケ、無料法律相談

ニ、信用保証協会、商工中金、国民金融公庫、中小企業互助会、中小企業金融公庫の利用、普及並に指導

コ、確定申告個別指導

ホ、金融制度（不動産金融）の改善に関する調査研究

セ、事務職員実務通信講座の開設

ヘ、運転資金並に店舗の増改築、店内改装並に作業場の増改築、従業員住宅建設、厚生施設の改善等による長期資金の幹旋

ソ、新規従業員（新卒者）励ましの会開催

ト、市内バス、電車等の増発促進運動

タ、無事故運転者表彰

リ、市内バス運行路線の増加運動

チ、七十周年記念祝典の準備

建設業振興対策

中小企業相談所事業計画

イ、建設資材の物価調査と部会員に周知

1、基本方針

ロ、諸官庁の工事費の適正化、その他の陳情

近時金融引締の強化により、中小企業の経営は益々困難を加えんとしつつあり、今後の中小企業対策の強化拡充は目下の急務である。

ハ、全国技能者の賃金調査

特に経営格差の甚しい小規模事業者の強化育成を図ることは地区内の商工業の発展に寄与することが大なるものがあるため、経営改善普及員七名を設置する外、税計理士、弁護士、弁理士、中小企業診断員等の専門指導員を委嘱し、巡回並に窓口による相談指導を行うと共に、次の講習会、講演会、研究会を開催せんとす。

5、交通運輸対策

2、相談指導種目

イ、道路の建設及び改善の促進

法規 法規一般、行政庁に対する手続等（弁護士担当）

ロ、交通安全事故防止運動

資材 資材一般

ハ、交通量並に交通網の実態調査

金融 事業金融

ニ、交通関係諸官公署との密接な連絡

税務 国税、地方税等（税理士担当）

ホ、運輸業の経営改善指導

経理 帳簿組織等経理一般

ヘ、新道交法の普及並に指導

労働 新規開業企業診断等経理一般

ト、両毛線複線電化促進運動並に両毛線を東北本線下に連絡する列車の増発促進運動

技術 就業規則の作成、社会保険、（労災、健保、失保等）の事務代行、その他労務管理一般

チ、市外バス、電車等の増発促進運動

特許 特許権、実用新案権、商標権等（弁理士担当）

リ、市内バス運行路線の増加運動

意匠 意匠権、商業文案、広告等（弁理士担当）

建設業振興対策

貿易 貿易手続、取引幹旋、ほん訳等

イ、建設資材の物価調査と部会員に周知

取引 販売先の紹介幹旋等国内商取引一般

ロ、諸官庁の工事費の適正化、その他の陳情

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

ハ、全国技能者の賃金調査

取引 販売先の紹介幹旋等国内商取引一般

ニ、技能者養成のための指導並に講習会、講演会等の開催

ホ、労働者確保並に労務管理のための諸施策遂行と監督官庁との連絡

技術 技術一般

ヘ、農村労働力の活用

特許 特許権、実用新案権、商標権等（弁理士担当）

ト、技能者の技術コンタクトの開催

意匠 意匠権、商業文案、広告等（弁理士担当）

チ、その他部会員発展のための諸施策

貿易 貿易手続、取引幹旋、ほん訳等

7、その他

取引 販売先の紹介幹旋等国内商取引一般

イ、特定商工業者法定台帳の作成

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

ロ、商取引の紹介、幹旋及び信用調査に関する事項

ハ、商工業の実態調査

取引 販売先の紹介幹旋等国内商取引一般

ニ、会報の発行

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

ホ、各種統計の蒐集調査

取引 販売先の紹介幹旋等国内商取引一般

ヘ、事務職員、珠算能力、英・和文タイピスト並に計算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

算尺技能検定試験、簿記検定試験の実施

その他 信用調査諸条令による事務代行等前記以外の事項

昭和37年度収支予算書

(昭和37年4月1日より
昭和38年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額	前年度額	対比増減 (△)	備	考
1. 会費	1. 一般会費	5,600,000	4,200,000	1,400,000		
	2. 過年度会費	5,566,000	4,168,500	1,397,500	5,566口 (1口1,000円)	
2. 交付金	1. 補助金	1,500,000	1,000,000	500,000	市 1,500,000円	
3. 事業収入	1. 商工業技術普及 事業収入	3,130,000	4,000,000	△ 870,000	採算能力、簿記、タイピスト、事務職員、 計算尺技能等の検定試験料並に事務職員、 店員本通信用講座受講料収入分	
	2. 商工振興事業 その他の事業 収入	930,000	900,000	30,000	見本市、各種展示会並に各種雑物収入	
	3. 収	1,900,000	1,800,000	100,000	会議所＝コーネ広告料、その他	
4. 手数料、使用料	1. 手数料、使用料	600,000	1,200,000	△ 600,000	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料	
5. 寄付金	6. 寄付金	30,000	30,000	0	事業に対する寄付金	
6. 雑収入	1. 予金利息 収入	315,000	358,486	△ 43,486	予金利息	
	2. 雑	15,000	20,000	△ 5,000	その他雑入	
7. 繰越金	1. 繰越金	400,000	215,514	184,486	前年度繰越金	
	合	11,575,000	11,004,000	571,000		

支出の部

款	項	本年度額	前年度額	対比増減 (△)	備	考
1. 給与費	1. 給料	2,900,000	1,730,000	1,170,000	役員給料	
	2. 諸料	2,200,000	1,300,000	900,000	手当及び雑給 (残業手当、その他雑給)	
	3. 賞与	120,000	100,000	20,000	役員賞与	
	4. 報酬	550,000	300,000	250,000	委員囑託報酬	
2. 旅費	1. 旅費	150,000	150,000	0	役員旅費	
	3. 家屋費	573,000	564,120	8,880	宇都宮市役所納付 家屋並に室内修理 光熱費、水道料	
4. 事務局費	1. 借地	27,000	27,000	0	火災保険料	10,000,000 @1.6
	2. 営繕	350,000	420,970	△ 70,970		
	3. 管	180,000	100,000	80,000		
	4. 保	16,000	16,150	△ 150		
4. 事務局費	1. 通信運搬	530,000	400,000	130,000	電話料、郵便料、その他運搬費	
	2. 消耗品	170,000	120,000	50,000	諸用紙、文房具類	
	3. 図書	120,000	100,000	20,000	官公報、新聞、その他図書費	
	4. 印刷	50,000	50,000	0	諸印刷費	
	5. 什器	60,000	50,000	10,000	諸品購入及び修繕費	
	6. その他	100,000	50,000	50,000		

5. 会議費	1. 会議費	250,000	200,000	50,000	議員総会費、役員会費、部会費、その他
6. 一般事業費	1. 中小企業相談所 特別会計繰入金 商工振興技術普及 調査事業 調査研究 講習会、講習会費 販路拡張 観光宣伝 その他	4,460,000 1,150,000 2,400,000 200,000 50,000 300,000 60,000 300,000	5,200,000 900,000 2,400,000 70,000 50,000 300,000 50,000 1,430,000	△ 740,000 250,000 0 130,000 0 0 10,000 △ 1,130,000	珠算、簿記、タイピスト、事務職員、計算尺技師検定試験講習費、事務職員、店員、通信講習諸費並びに各種催物支出 調査研究費 講習会、講習会、その他 観光宣伝、商取引輪旋費 会議所ニモースス発行、刊行物配布、商業活動調整諸費
7. 交際費	1. 交際費	170,000	170,000	0	慶弔、接待費
8. 公課分担金	1. 公課分担金	570,000	500,000	70,000	諸税 日商、関東ブロック県連合会分担金
9. 厚生費	1. 福利厚生費	220,000	250,000	△ 30,000	役員員社会保険料、その他厚生費
10. 退職給与特別金 退給特別金 退給特別金 70周年記念特別金 退給特別金 土地買入金等特別金 土地立計 退給特別金 退給特別金 退給特別金	1. 退職給与積立金 2. 特別年金 3. 特別年金 4. 特別年金 5. 特別年金 6. 特別年金 7. 特別年金 8. 特別年金 9. 特別年金 10. 特別年金 11. 特別年金 12. 特別年金 13. 特別年金 14. 特別年金 15. 特別年金 16. 特別年金 17. 特別年金 18. 特別年金 19. 特別年金 20. 特別年金	1,450,000 300,000 150,000 1,000,000	1,300,000 200,000 200,000 900,000	150,000 100,000 50,000 100,000	役員員退職給与積立金
11. 法定台帳関金 1. 法定台帳関金	1. 法定台帳関金	100,000	200,000	△ 100,000	法定台帳管理費補填金
12. 雑費	1. 雑費	80,000	70,000	10,000	
13. 予備費	1. 予備費	122,000	269,880	△ 147,880	
合	計	11,575,000	11,004,000	571,000	

昭和37年度宇都宮商工会議所中小企業相談所収支予算書

(特別会計)

(自昭和37年4月1日
至昭和38年3月31日)

(単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1. 經常収入	4,877,000	4,137,400	739,600	
1. 県補助金	3,262,000	2,868,400	393,600	
備				1. 普及員人件費 22,500×7人×12ヶ月=1,890,000円 2. 補助員人件費 8,000×2人×12ヶ月=192,000円 3. 普及員旅費 1,000×7人×12ヶ月=84,000円 4. 専門指導員謝金 623,300円 (算式)4,000円× $\frac{9,090}{700} \times \frac{84}{7} = 623,300$ 円 5. 講習会開催費 244,100円 (算式)18,800× $\frac{9090}{700} = 244,100$ 円 6. 庁費 2,000×7×12=168,000円

2.市補助金	400,000	300,000	100,000	7.経営カルテ作成費補助 9,090事業所× $\frac{1}{3}$ ×20=60,600円
3.自己負担金	1,150,000	900,000	250,000	
4.手数料	65,000	69,000	△4,000	
2.随時収入	10,500	3,300	7,200	
1.雑収入	10,500	3,300	7,200	預金利息
3.繰越金	0	0	0	
1.繰越	0	0	0	
合計	4,887,500	4,140,700	746,800	

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	対比増減 (△)	備考
1.経営改善普及費	3,941,000	3,664,219	276,781	
1.普及員人件費	1,894,500	1,768,800	125,700	俸給 1,458,000円 月 @121,500円×12月 家族手当 72,000円 月@6,000円×12月 特別手当 364,500円 (121,500×30%)
2.補助員人件費	345,900	187,419	158,481	俸給 270,000円 家族手当 8,400円 (700円×12月) 特別手当 67,500円 (22,500円×30%) 2,000円×84月=168,000円
3.普及員旅費	168,000	160,000	8,000	1,560時間×400円=624,000円
4.専門指導員謝金	624,000	650,000	△26,000	会場借上料 100,000円 (1,000円×100回)
5.講習会開催費	280,000	326,000	△46,000	資料費 180,000円 (60円×3,000部)
6.経営カルテ作成事務費	60,600	20,000	40,600	3,030事業所×20円 備品費 146,000円 (電話購入費110,300円スライド映写機35,700円)
7.普及員事務費	568,000	552,000	16,000	消耗品費 100,000円 印刷製本費 50,000円 通信運搬費 180,000円 図書燃料費 30,000円 燃費 60,000円 公 2,000円
2.一般事業費	450,000	60,000	390,000	
1.商業振興費	200,000	30,000	170,000	商業振興事業費 100,000円 " 研修費 50,000円 " 調査費 50,000円
2.工業振興費	150,000	30,000	120,000	工業振興事業費 50,000円 " 研修費 50,000円 " 調査費 50,000円
3.労務対策費	100,000	0	100,000	労務対策事業費 50,000円 " 調査費 50,000円
3.管理費	496,500	372,481	124,019	
1.人件費	68,800	24,000	44,800	超勤手当 月 @5,400×12月 補助員旅費 4,000円
2.事務費	50,000	60,000	△10,000	器具、修理費等 30,000円 雑費 20,000円
3.会議費	40,000	60,000	△20,000	
4.福利厚生費	120,000	110,000	10,000	
5.退職給付積立金	200,000	100,000	100,000	職員の社会保険料、その他
6.予備費	17,700	18,481	△781	
合計	4,887,500	4,140,700	746,800	

昭和37年度における特定商工業者法定台帳の作成管理
及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和37年度特別会計収支予算書

宇都宮商工会議所

(昭和37年4月1日より
昭和38年3月31日まで)

収入の部

(単位円)

款	項	本年 算額	前年 算額	対比増減 (△)	備	考
1.本年度負担金	1.本年度負担金	928,000	580,000	348,000	特定商工業者1,450人× $\frac{80}{100}$ ×800	
2.過年度負担金	1.過年度負担金	0	70,000	△70,000	前年度業者数 $\frac{80}{100}$ - $\frac{80}{100}$ 1,450人× $(\frac{80}{100} - \frac{80}{100})$	前年度徴収額
3.補填金	1.補填金	100,000	200,000	△100,000		
合	計	1,028,000	850,000	178,000		

支出の部

款	項	本年 算額	前年 算額	対比増減 (△)	備	考
1.給与費	1.俸給	376,800	310,200	66,600		専任給月17,000円×12月分=204,000円 助勤給月7,000円×12月分=84,000円 家族手当(専任分)外請手当 月1,400円×12月分=16,800円 俸給月額250% $\frac{1}{5}$ =72,000円
2.事務局費	1.施設管理費	84,192	81,439	2,753	石炭代2ト×20,400円	50,000円×1
	2.什器備品借料	20,400	20,400	0	1.電話機	7,000円×1
		27,000	27,000	0	2.椅子	3,000円×1
					3.扇	8,000円×1
					4.戸棚	15,000円×1
					5.自転車	7,000円×1
					6.暖房機	
					以上購入額の $\frac{1}{5}$	
	3.消耗品費	36,792	34,039	2,753	1.諾用紙、原紙類	18,000円
					2.封筒	6,500円
					3.筆、墨、その他文具類	12,292円
3.事業費	1.印刷費	522,800	425,200	97,600		1.取引紹介用紙 2円×1,000枚=2,000円 2.解読書依頼状12円×1,500枚=18,000円 3.督促状 3円×500枚=1,500円 4.調査用紙3円×1,500枚=4,500円
	2.通信費	39,200	39,200	0	1.郵便料	
					台帳記入依頼状返戻用 10円×2×300通=6,000円 取引紹介手10円×1,400枚=14,000円 督促ハガキ 5円×600枚=3,000円	
					2.電話料	

	3. 交 通 費	15,600	12,000	3,600	市外電話料30円×120回=3,600円 市内電話料 7円×150通話×12月 =12,600円
	4. 広 報 費	442,000	348,000	94,000	当所 70周年記念記念品贈呈 500円×650人=325,000円 会議所=ユース頒布費 30円×650人×6=117,000円
4. 福利厚生費	1. 福利厚生費	15,408	12,661	2,747	
					1. 健康保険料 俸給の $\frac{63}{1,000} \times \frac{1}{2} = 9,072$ 円 2. 厚生年金料金 $\frac{30}{1,000} \times \frac{1}{2} = 4,320$ 円 3. 失業保険料 $\frac{14}{1,000} \times \frac{1}{2} = 2,016$ 円
5. 退職給与積立金	1. 退職給与積立金	28,800	20,500	8,300	
		28,800	20,500	8,300	俸給の10%
合	計	1,028,000	850,000	178,000	

昭和37年度退職資金積立金等収支予算書

(昭和37年4月1日より
昭和38年3月31日まで)

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額	前年度額	対比増減 (△)	備	考
1. 退職資金積立金	1. 繰越金	1,616,292	1,074,292	542,000	前年度繰越金	
	2. 本年度積立金	1,116,292	774,292	342,000	本年度積立金	一般会計 300,000円 中小企業相談所 200,000円
2. 利	1. 利	66,000	42,000	24,000	予金利子	
3. 70周年記念事業費等積立金	1. 繰越金	509,000	350,000	159,000	前年度繰越金	
	2. 70周年記念事業費等積立金	359,000	150,000	209,000	本年度積立金	
4. 利	1. 利	21,000	9,000	12,000	予金利子	
5. 土地買入等基金積立金	1. 繰越金	1,900,000	900,000	1,000,000	前年度繰越金	
	2. 土地買入等基金積立金	900,000	0	900,000	本年度積立金	
6. 利	1. 利	54,000	0	54,000	予金利子	
合	計	4,166,292	2,375,292	1,791,000		

支出の部

款	項	本年度額	前年度額	対比増減 (△)	備	考
1. 退職給与金	1. 退職給与金	1,682,292	1,116,292	566,000		
		1,682,292	1,116,292	566,000		
2. 70周年記念事業費等積立金	1. 70周年記念事業費等積立金	530,000	359,000	171,000		

3. 土地買入等基金積立	土地買入等基金	1,954,000	900,000	1,054,000
	積立	1,954,000	900,000	1,054,000
合	計	4,166,292	2,375,292	1,791,000

中小企業基本政策の問題点

日本商工会議所

一、中小企業基本政策の目標

中小企業基本政策の目標は、国民経済の成長発展に伴う産業構造の高度化および社会生活の進歩向上に即応して、中小企業の体質改善を促進するとともに、中小企業の社会的経済的環境の不利を補正し、規模別生産性格差が是正されるように、中小企業の生産性の向上および所得の増大を図ることに考えられるが、これに関連し次の如き基本的な問題に対する十分な検討が加えられねばならないと考える。

- (1) 中小企業の体質を改善し、その生産性の増大を図る根本は中小企業を経済的に自主性合理性のある企業にまで育成発展せしめることである。ただ単に中小企業を低生産性のままで保護するような政策をとり、自主性合理性ある企業に育成することを怠るならば、国民経済の成長発展にとって好ましくないばかりでなく、中小企業自身にとつても所得の増大をもたらさず、結局において不利益であると考えられる。
- (2) 生産性の向上は、物的生産性の増大とともに、市場および取引条件の改善による価値実現によつてもたらされるものである。産業構造の高度化、需要構造の変化に即応しこの両面にわたる施策が併行して進められなければならない。この場合、とくに成長産業と停滞産業とはその施策の方向が異なるものと考えられるので、これに適應する政策の方向を明確にすることが必要である。
- (3) 中小企業は、製造業、鉱業、建設業、商業、サービス業等極めて広範な分野にわたるのみでなく、各分野の経済活動の態様も非常に異なるものである。これに対する施策の方向も自ら異なるべきものであって、中小企業の基本政策の確立にはそれぞれの分野についての政策の方向を明らかにすることが必要である。

二、政策の対象となる中小企業の範囲

中小企業政策の対象となる中小企業の範囲は、政策の決定および遂行に重要な関係があるので慎重に検討すべきであるが、次の如く定めることが適当であると考える。

- (1) 原則として従業員数三〇〇人(商業・サービス業は五〇人)以下または資本金五千万円以下の企業とする。
- (2) 特定の業種で(1)により難しいものについてはその実態

に即して別に定めるものとする。

三、生産と設備

製造業については、中小企業の技術水準の低位、生産構造における不利および低賃金を背景とする労働集約による低生産性(資本装備の不足)を改善するため、次の事項を内容とする基本政策を樹立することが必要であると考える。

- (1) 手工生産の機械生産への移行
現在なお手工生産で行われているもので機械生産へ移行しうるものについては、その移行を促進する。
- (2) 自主性合理性のある分業への発展
現に中小企業の担当している生産で著しく不利となつているもの(特に賃加工)については、これを経済的に自主性合理性のある分業にまで発展せしめる。
- (3) 生産品種の専門化
生産性向上を図るため、生産品種の専門化を促進するとともに、製品および部品の規格の標準化を推進する。
- (4) 生産規模および資本装備の拡大
イ、業種に応じて主要工程に係る機械設備の規模を経済的な単位にまで引上げる。個々の企業で装備することが不利又は困難な特定の機械設備(検査、試験研究設備を含む)については共同施設を促進する。
ロ、業種の実態に即して、量産、製品の専門化、品質精度の向上、コストの引下げ等を図る計画を策定しこれにもとづき老朽設備の更新、自動機械、専用機械、高性能機械の採用、運搬の機械化、流れ作業設備の導入、検査機械の装備等設備の近代化を推進するとともに、必要な土地建物の整備を併行する。
- (5) 工場の集団化
同業種または関連業種の集団化を促進することによつて、設備の近代化、共同施設の整備および経営の合理化を図る。
- (6) 技術技能の改善開発
技術技能の改善開発(デザイン、新製品の開発を含む)のため、試験研究に対する助成、公設の技術向上開発施設を拡充するとともに、産学共同による技術技能の改善開発、パテント、ノウハウの共同使用等に関する施策を推進する。

四、市場と取引条件

中小企業が生産性向上は製品の市場および取引条件に

おける不利によって著しく制約されるので、その不利を是正するため次の施策を講ずることが必要である。

(1) 需要の測定と市場調査

製品の需給および市場の動向は、政策の樹立ならびに企業の生産規模の拡大、設備の近代化その他中小企業の経営に重大な関係を有するのであるから、需要の測定および市場の調査を整備充実する。

イ、需要測定および市場調査機関の設立および助成
ロ、共同事業による需要測定および市場調査に対する助成

(2) 市場の開拓

中小企業製品の積極的な需要を開拓するため、とくに官公需における中小企業製品の発注の確保および海外市場開拓の施策を講ずる。

(3) 販売の組織および経路、価格その他の取引条件の改善

販売面よりする生産性の向上のために、販売の組織および経路、価格その他の取引条件の改善について次の施策を講ずる。

イ、親企業下請企業間の取引条件の改善（とくに賃加工の場合）
ロ、官公需の共同受注、輸出品の共同販売、販売のため

(4) 過当競争の防止

過当競争については、団体法による調整および交渉を活用するほか、生産調整の手段だけでは生産性向上の困難なものについては、成長産業への転換の施策を併せて講ずる。

(5) 大企業の進出に対する調整

中小企業が相当の比重を占める分野において、大企業の新たな進出により中小企業に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、必要な調整機構を設けて調整の措置を講ずる。

五、商 業

中小商業における生産性の向上と所得の増大のためには、商品取扱高の増加と流通機能の合理化、能率化により従業者一人当り売上高の増大を図ることが必要である。

(1) 流通の段階および経路の合理化

商品の種類に応じ流通の段階および経路の合理化を図る。

(2) 卸売機能の充実

卸売業の商品需給に伴う在庫調整機能の充実、設備の近代化による集散機能の合理化および需給の測定、市場調査、販路の開拓等の機能の充実を図る。

(3) 小売機能の合理化、能率化

イ、取扱商品の多様化と専門化
商品の種類と商店の立地および購買動機分析にとずいて取扱商品の多様化または専門化を促進す

る。

ロ、販売の合理化、能率化のための設備の近代化
ハ、商店の集団化

小売機能の合理化、能率化のため、商店街施設の充実、共同店舗化および立地条件の変化に伴う商店の集団立地を促進する。

(4) 公正取引の確保と取引条件の合理化

取引価格、決済条件、返品、割賦販売等の面における不正な取引を防止し、取引条件の合理化を図る。

(5) 商業における過当競争の調整

生産者と商業者間および商業者相互間（生活協同組合等を含む）における過当競争について必要な調整措置を講ずる。

六、企業の合同および転換

経営規模の拡大、生産流通段階の合理化等の場合に必要な企業の合同、停滞産業の成長産業への転換を円滑ならしめるため下記の施策を講ずる必要がある。

イ、合同および転換資金の確保
ロ、税制上の優遇措置

七、雇 用

就業構造の近代化、高度化に伴い、中小企業の労働関係の近代化と労働条件の向上により、中小企業における雇用の確保と賃金格差の是正を図ることが必要である。

(1) 労働の需給および移動と中小企業の雇用の確保

イ、労働条件の向上により新規供給労働力の確保を図る。とくに中小企業における新規技術職員を確保するために特別の中堅技術職員養成機関を設ける。
ロ、設備近代化による雇用の節約を図る。

ハ、産業間および地域間の労働移動を円滑化するため、職業紹介および職業訓練施設を充実するとともに、労働者住宅の確保を図る。

ニ、企業の地方分散により地域別労働需給の調整を図る。

(2) 労働条件の向上

イ、生産性の向上に伴い、中小企業における賃金水準の上昇を図るとともに、賃金体系の合理化、最低賃金制および退職金制度の整備を促進する。
ロ、中小企業において整備の遅れている労働環境を改善するため、安全衛生および福利厚生施設の充実を図る。とくに福利厚生施設については共同施設を促進する。

ハ、社会保険を零細企業の労働者に適用するよう拡充する。

(3) 労働の質の向上

中小企業の実産性を向上するためには従業員の技術技能の教育、訓練の需要が著しく増大するので、これに即応するようその共同施設および公共施設の拡充整備を図る。

(4) 労使関係の近代化

中小企業における労使関係を近代化し、労使間の協調態勢を促進する。

八、金融

中小企業の近代化が遅れ、生産性が低くなっている大きな原因の一つは金融上の不利制約によると認められるので、中小企業金融制度に基本的な改善を加え、民間金融機関、政府関係金融機関および財政支出を総合して、前記各政策に対応する中小企業金融政策を確立することが必要である。

(1) 民間金融機関（民間中小企業金融機関を除く）における中小企業向け貸出しの確保

イ、都市銀行、地方銀行等の中小企業向け貸出しを確保するため、その貸出しについて日本銀行の高率適用を緩和する。

ロ、都市銀行、地方銀行等の中小企業向け貸出しのうち信用保証保険にかかわるものについては日本銀行の預金準備率の適用を緩和する。

ハ、日本銀行の適格手形の範囲を拡大し、優良中小企業の手形をその対象とする。

(2) 民間中小企業金融機関の育成強化

イ、相互銀行、信用金庫および信用組合は日本銀行との取引について普通銀行に比し著しく不利となっているので、これら金融機関についても直接またはその連合機関を通じて日本銀行との貸出取引を行う。

ロ、日本銀行のオペレーションの取引範囲に民間中小企業金融機関を加える。

ハ、歳入代理店の指定、手形交換および為替集中決済等における不利を改善する。

ニ、信用保証保険にかかわる貸出については、支払準備率の適用を大巾に緩和する。

ホ、国庫余裕金の予託または財政投融资の途を開く。

(3) 政府関係中小企業金融機関の強化

イ、中小企業金融公庫、国民金融公庫および商工組合中央金庫に中小企業基本政策の遂行に必要な政策金融の役割をも担わしめる。

ロ、このため、三機関の役割を一層明確にするとともに、長期資金については民間金融機関との協調融資を促進する。

ハ、所定の政策遂行に必要な三機関の資金を確保するため、財政投融资の増額を図るとともに債券発行等による資金源の増大を考慮する。

ニ、貸出限度額の引上げ、貸出期間の延長等貸出条件の改善を図る。

(4) 中小企業振興資金等助成法関係補助金制度の拡充

中小企業設備近代化補助金制度に改善を加え、主として金融ベースにのりやすい小規模企業の設備近代化

を促進するとともに、工場集団化補助金、共同施設補助金の拡充を図る。

(5) 中小企業投資育成会社の創設

中小企業における資本構成を改善し、その長期資金を確保するため、新たに中小企業投資育成会社を創設する。

(6) 中小企業信用補完制度の充実

中小企業の信用保証、保険を拡充し、輸出融資保証、設備近代化保険等中小企業基本政策遂行に必要な信用補完制度を確立する。

九、税制

中小企業の体質改善、生産性向上を図るうえにおいて資本の蓄積、設備の近代化、技術技能の向上、輸出の大等を促進するため次の税制上の施策を講ずることが必要である。

(1) 法人税、事業税の軽減、同族会社の留保所得に対する課税の廃止および個人事業所得に対する企業課税による軽減

(2) 設備近代化のために取得した設備に対する特別償却の拡張または設備近代化積立金の損金算入の特例の設定

(3) 試験研究、輸出検査、職業訓練等の共同施設に対する固定資産税の減免

(4) 輸出所得控除制度等の中小企業への適用の改善

(5) 中小企業の合同および転換の場合の資産の譲渡、資産の買換え等に対する特例の設定

十、中小企業の行政組織および指導体制

中小企業の行政組織および指導体制の強化について次の施策を講ずることが必要である。

(1) 行政組織の強化

中小企業基本政策の遂行に必要な国および地方公共団体の行政組織を強化するため、内閣に中小企業審議会を設けるとともに、所要の行政部門の整備を行う。

(2) 指導体制の強化

イ 中小企業に関する団体の指導態勢の整備を図る。

ロ、中小企業の業種別、地域別の組織化を促進する。

ハ、企業経営の診断とともに、業種および産地診断の事業を強化する。

ニ、技術指導センターを設置し、技術の指導および情報提供を行なう。

ホ、小規模事業指導のための経営改善普及員制度を強化する。

なお、製造業、商業以外の中小企業についてはさらに問題点を検討するものとする。

輸出振興資金貸付制度実施される

栃木県輸出中小企業振興資金融資要綱

一、目的

本制度は県下の中小輸出商社および中小輸出関連製造業者の金融の円滑化をはかり、もつて輸出の増進をはかることを目的とする。

二、資金措置

(1) 県は本制度実施のため、二千万円の資金を栃木県信用保証協会を通じ、足利銀行に預託するものとする。

(2) 栃木県信用保証協会は、本制度のため中小企業信用保険公庫の貸付金があつた場合その全額を足利銀行に預金するものとする。

三、融資目標

足利銀行は預託金および預金の合計額の二倍以上の融資を行なうものとする。

四、融資対象

(1) 県内に主たる事務所を有し、資本の額または出資の総額が一千万円以下、もしくは常時使用する従業員の数が三〇人以下の法人および個人たる輸出業者。

(2) 資本の額または出資の総額が一千万円以下、もしくは常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の法人および個人たる製造(加工を含む)業者であつて次の各号のいづれかに該当するもの。
 (イ) 自ら輸出業務を行なつていけるもの
 (ロ) 輸出業者より直接発注を受けているもの
 (ハ) 過去一年間において、売上高の二〇%以上の輸出の実績を有するもの

五、資金使途

輸出品製造(見込生産を含む)資金および集荷資金とするが原則として運転資金とする。

六、融資条件

- (1) 貸付限度 二〇〇万円
- (2) 貸付利率 日歩一銭八厘以内
- (3) 貸付期間 六ヶ月以内

七、信用保証

本制度の融資に対して栃木県信用保証協会の保証を付する場合は、次の特別保証料率を適用するものとする。

- 三〇万円以下 日歩二厘五毛
- 五〇万円以下 日歩三厘
- 五〇万円超 日歩四厘

八、報告

足利銀行は別に定める様式により、前月の融資状況につき毎月二〇日までに栃木県信用保証協会を通じ県に報告するものとする。

今年の減税は間接税を重点に

今回の税法改正にともなう減税について、そのあらましを説明しますと、

今年四月からの減税は一千億円で、来年度からは一千二百億円となります。

減税の特色は次のように間接税を中心に負担の軽減がなされております。また所得税についても中小所得層の減税に重点を置いて諸控除の引き上げと、税率の緩和が図られております。

一、間接税について

(1) 酒税

種類	容量	値下げ額	摘要
清酒特級	一・ハリットル	二・三〇円 三・五〇円	旧特級 旧一級
清酒一級	同	六〇円	旧準一級
清酒二級	同	五〇円	旧二級
合成清酒	同	四五円	
しょうちゆう 二五度	同	四〇円	
ビール	大びん	一〇円	
ウイスキー 二級	六〇ミリリットル	三〇円	

(2) 物品税

トースタ、文具類など特定の課税を廃止し、さらに免税点を一・五倍から二倍程度に引き上げた。

(3) 入場税

新たに一律三〇円の免税点を設け税率を全部一〇%とした。(従来は最高三〇%)

(4) 印紙税

約束手形と為替手形について、従来の一万円未満の免税点を五万円未満に引き上げるとともに、税率については従来一〇万円以下は二〇%であつたが、今回一〇円に引き下げられた。

(5) トランプ類税

税率の調整が図られた。

(6) 通行税

従来二〇%を一〇%に税率を引き下げた。

二、所得税について

諸控除が引き上げられ「寄付金控除」が新設された。たとえば、基礎控除と配偶者控除を一〇万円(従九万円)に、また課税所得一八〇万円以下の中小所得階層に適用される税率が緩和された。

三、その他

(1) 相続税について

遺産からの基礎控除を二〇〇万円に、相続一人当り五〇万円を加算した金額に改めた。

(2) 国税通則法が制定され、税制一般について整備が図られた。

商工業の皆様 !!

あなたのお店、工場の繁栄の為

中小企業相談所を御活用下さい

▼相談種目▲

○商取引相談

商取引、取引先の信用調査（仕入先、販売先）、展示会、見本市への出品等の相談は全国各地に中小企業相談所がありますので当所を利用すれば手軽に迅速に出来ます。

○金融相談

事業金融

○税務相談

申告、税務一般相談等 税理士会宇都宮部会所属税理士担当

○経営相談

企業の診断や管理の方法、経営合理化の方法

○経理相談

帳簿のつけ方、決算の仕方などについて

○発明相談

特許、実用新案、意匠、商標の登録申請など（毎月第一金曜日、弁理士堀田健蔵先生担当）

○技術相談

各種試験、砲究機関、各種技術講習会の開催、紹介、斡旋

○労務・社会保険に関する相談

労務管理一般、失業保険、労災保険、厚生年金等の加入手続

○法律相談

毎月第一土曜日午後 栃木県弁護士会所属弁護士担当

○商工図書室の設置

各地商工名鑑、法律経済等に関する図書及び雑誌を備えて一般の無料閲覧に供してあります。

○専門指導員と経営改善普及員が御相談に応じます。

○商店街又は組合等の御集会には夜分でも出張相談に応じます。

○窓口相談時間

毎日午前九時より午後五時迄（土曜日正午迄、日曜日休業）

宇都宮商工会議所中小企業相談所

宇都宮市旭町一丁目三四二七番地（TEL②）二九〇五・三〇七二

全て御相談は秘密を守り、無料です。

調査、照会は全国各地の商工会議所内に中小企業相談所がありますので、当所を利用すれば手軽に迅速に出来ます。

「経営カルテ」作成について てお願い

このたびは小規模事業対策の一環として中小企業庁で皆さまの経営カルテを作成常置するよう県を通じて当商工会議所にも指示されました。勿論この仕事は経営改善普及員が担当致します。調査対象者は工鉱業にあっては従業員数三十人以下、商業、サービス業に於いては五人以下となっております。従って宇都宮市内の大部分の商工鉱業、サービス業を営む方々が該当するわけです。

中小企業庁から示された調査は非常に詳細なので、一度に全部を調査することは業者の方々にとっても、調査する

方にとりましても困難でありますので、お伺いした都度二回乃至三回にわたり行いたいと存じます。以上の様な次第で普及員が随時巡回致しますが、何分の御協力の程をお願い致します。

カルテ作成の目的は

- 一、個別の小規模事業の経営内容を把握し、問題点を明らかにして、その改善指導の指針とする。
- 二、経営カルテを総合的に利用することによって、地域の小規模事業者全体の傾向を把握し、普及事業計画の作成に役立たせる。

尚、経営カルテは個々の経営内容に亙りますので、秘密は絶対に厳守いたします。